平成２２年（フ）第５８７５号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目８番３号前田マンション301号
債務者　堀　　雄介
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８８号
大阪府吹田市南金田１丁目８番20―702号
債務者　岩田　　哲
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１８号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目５番22号サンロイヤル昭和町Ⅱ102号
債務者　森藤　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２５号
大阪市鶴見区緑１丁目１番５号　溝延ビル406
債務者　平本　優生
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２９号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―611号
債務者　井本　満代
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４４号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番５―９号
債務者　加味根みどり
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６７号
大阪市城東区成育３丁目２番12号三進ビル401号
債務者　山内　広志
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７１号
大阪市城東区今福東２丁目４番３―205号
債務者　才田　光子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７２号
大阪府東大阪市客坊町１番21号ヒルサイドテラス201
債務者　藤田　元美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７５号
大阪市此花区西九条２丁目15番11号
債務者　瀬川　美香
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７９号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番23号　イースト阪南603号
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８２号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番15―209号
債務者　村上　美保
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９７号
大阪府東大阪市吉田３丁目６番16号　グレースコートクワタ302号
債務者　黒木　孝幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６号
長崎県長崎市南町２番７号　南アパート103
債務者　山崎　誠二
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷265番地５―Ⅰ棟202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷1438番地15
債務者　中川　節郎
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷265番地５―Ⅰ棟202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷1438番地15
債務者　中川　保代
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1647番地　嶋本アパート
債務者　寺田　友晴
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係